

判例紹介

宗教法判例のうごき〔平成24年私法〕

松波 克英（文献委員・弁護士）

1、概要

私法関係の主な裁判例としては、宗教団体による違法行為が問題になった事例、訴訟の前提問題として宗教上の判断が問題となった事例、宗教法人等の運営に関する事例、遺骨埋葬拒否が問題となった事例、名誉毀損が問題となった事例、宗教法人の土地利用関係が問題となった事例、知財関係が問題となった事例などが挙げられる。

2、宗教団体等の勧誘行為の違法性が問題になった判例

統一協会に関する2つの判例は、いずれも高額の請求を認めたものである。いずれの裁判例も概ね宗教活動の自由を尊重しつつ、社会的相当性を逸脱する勧誘行為を違法とする従来の判断を踏襲するとともに、一連の行為の全体を総合的に評価して不法行為と判断している。

- (1) 福岡高裁平成24年3月16日判決（判例秘書、原審・福岡地裁平成23年2月28日判決・判例秘書・宗教法31号277号）

原告が、被告統一協会に対し、その信者らの行った違法な勧誘行為等により損害を受けたとして、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案で、高裁は、原判決の認容金額に加え、3億円の献金の違法性を認め、合計3億9100万円余の損害額の支払を命じた。

ア 事案の概要

本件は、原告（昭和32年生・女性）が、被告統一協会の信者らの行った違

法な勧誘行為等により、平成11年から平成17年にかけて、物品購入や献金等を強要され、原告自身の資産の他、原告の養母である亡A及び原告の実父の叔母に当たるBの資産から調達した分を含め、多額の金銭支出を余儀なくされたとして、被告に対し、民法709条又は715条に基づき、損害賠償を請求した事案である。

イ 一審判決の内容

一審判決は、原告の献金等に向けられた被告信者の勧誘行為等を個別的に検討し、それが社会的に相当と認められる範囲を逸脱したか否かにより不法行為の成否を判断して、献金等に係る損害合計6543万円余、慰謝料300万円、弁護士費用685万円の各損害を認めた。

しかし、中心的な争点であった合計3億円の献金勧誘行為の違法性について、被告が原告に対し、先祖因縁に関連する具体的害悪を告知し畏怖させたとの原告の主張は認められない旨判示して、違法性を認めなかった。

当事者双方がこれを不服として控訴した。

ウ 高裁判決の内容

(ア) 高裁判決は、原判決が認めなかった3億円の献金の違法性を認め、経済的損害として、原判決が認めた6543万円余との合計額、慰謝料800万円、弁護士費用1800万円の合計3億9100万円余の支払を命じた。

(イ) 高裁判決は、まず、違法性判断基準として、

「一般に、宗教団体が、当該宗教団体の宗教的教義の実践として、あるいは布教の一環として、献金を求めることや宗教的な意義を有する物品の販売などを行うこと自体は、信教の自由由来する宗教活動の一環として許容されるべきでものもであり、直ちに違法と評価することはできない。そして、献金等の勧誘の過程で、勧誘者が、当該宗教団体における教義等に基づく、科学的に証明し得ない事象、存在、因果関係等を理由とするような吉凶禍福を説き、金員を出捐することによって、そうした吉凶禍福を一定程度有利に解決することができるなどと相手方に説明することについても、その説明内容がおおよそ科学的に証明できないことなどを理由として、直ちに虚偽と断じ、あるいは

違法と評価すべきではない。また、予め相手方の境遇や悩み等を把握した上で、そうした悩み等を解決する手段として、献金等の金員の出捐を含む宗教的教義の具体的実践を勧誘することも、直ちに違法と評価されるものではない。

しかし、当該勧誘が、献金等を含む宗教的教義の実践をしないことによる害悪を告知するなどして、殊更に相手方の不安や恐怖心の発生を企図し、あるいは、不安や恐怖心を助長して、相手方の自由な意思決定を不当に阻害し、相手方の資産状況や、生活状況等に照らして過大な出捐をさせるようなものであると認められるような場合には、社会的相当性を逸脱したものとして違法との評価を免れないというべきである。そして、その判断に際しては、勧誘対象者が置かれた状況、勧誘者側の状況、勧誘対象者にとっての金額の多寡等様々な要素を総合的に勘案すべきである。」

と判示した。

(ウ) そしてこのような観点から、3億円の献金勧誘行為の違法性について、詳細に事実認定及び証拠の評価を説示し、

「原告にとってAが大切な存在であり、また、高齢で心臓手術という生命への危険性の高い手術が直後に控えているという状況下であることから、通常の場合とは異なり、原告に対する勧誘行為の態様に相当程度配慮すべき状況であったところ、被告は、こうした状況における原告の不安に乗じて、演出等を用いて、原告をして、聖本を入れることによりAの命を助けられると考えるに至らしめた上、病気の原因が原告の実父母の先祖因縁に起因する旨述べるなどして不安を助長した本件勧誘行為により、原告は、自由意思を阻害されて3億円の献金を行ったものであり、原告は、本件における一連の献金によって所有する不動産の固定資産税の支払もできない状態となったことに照らしても、社会的相当性を逸脱した違法があるといわなければならない。」

と判示した。

エ 宗教団体の勧誘行為等の違法性の判断の参考判例

宗教団体やその信者による祈願料・献金等の勧誘行為等の宗教的行為に付随する行為の違法性の有無の判断基準について、裁判例は、本判決と同様に、その勧誘行為等が「社会的に相当な範囲を逸脱しているかどうか」という観点から判断している例が多い（これまでの宗教法の判例紹介において多数紹介している）。そして、多くの裁判例は、目的、手段及び結果等を総合考慮して社会通念上相当性を欠く場合には不法行為が成立するとの枠組みを採用している。

ただし、原判決は、「結果」を判断の要素としていないように思われるものであり、この点、本判決は、判断基準として、上記のとおり判示した上で、3億円という巨額の献金の違法性を肯定したものである。

(2) 札幌地裁平成24年3月29日判決（判例集未登載）

統一協会による違法な伝道・布教の強制が問題となった事例（いわゆる「青春を返せ訴訟」）

違法な布教で入信させられ、献金や奉仕を強いられたとして、北海道と愛知、鹿児島の前信者、親族ら63人が、被告統一教会に約6億6500万円の損害賠償を求めた訴訟につき、被告信者が原告らに行った布教活動は社会常識から著しく逸脱し違法であるとして、被告に約2億7800万円の支払いを命じた。

ア 事案の概要

原告らは86～04年、統一教会と知らされずに勧誘され入信し、セミナーなどを通じて教義を信じ込まされ、その後、伝道や献金、数珠などの購入、合同結婚式で見知らぬ相手との結婚などを強要された。

教団側は、活動に問題はなく「伝道や献金は個人の自由意思」として、請求棄却を求めている。

判決は①宗教であることを伏せた勧誘②家族や知人との接触を断った状態での教化③金銭提供の不足は信仰の怠りで救済されないとする教えなどを不正な布教活動と認定し、教団信者の布教活動がこれらに当たるとして「社会的相当性の範囲を著しく逸脱し違法」と指摘。教団の責任を認め、献金など

を損害とした。1人当たりの賠償額は11万～約1800万円。

イ 判決の内容

(ア)「宗教活動の自由の限界」の判断

判決は、

「憲法20条による信教の自由の保障は、宗教活動の自由の保障をも含むものと解されているから、わが国においては、他人に一神教の信仰を得させようとする伝道活動も原則として自由である。すなわち、神秘に帰依し教義に隷属することを勧誘しても構わないのである。

しかし、わが国は、政教分離を前提とした近代的な法治国家であるから、ある行為が適法か違法かという法的判断は、法律によって決められるし、法律の解釈適用は社会一般の（いわば世俗の）倫理観・価値観を通じて行われる。宗教活動に対する適法・違法の法的判断でも変わりはない。

例えば、宗教的实践として苦痛を加える修行をさせる場合、その態様や結果が過酷で、社会一般の倫理観・価値観に照らして（すなわち宗教的観点からではなく客観的にみて）可罰的と評価される場合、刑事法による訴追を免れない。また、可罰的とまでは評価されなくても、ある宗教活動が、社会一般の倫理観・価値観に照らして（すなわち宗教的観点からではなく客観的にみて）、社会として許容できる限度を著しく逸脱すると評価される場合（社会的相当性の範囲を著しく逸脱する場合）、その宗教活動は民事上違法な行為として不法行為を構成するのである。宗教活動は、他人の生命・身体・財産と関わり合いを持つ部分では、何をしても構わないという特権的な地位が保障されているわけではないのである。

憲法の基本的人権に関する条文は、わが国における社会一般の倫理観・価値観を、国家と個人との間の抽象的な規範として宣言するものである。憲法の理念は、憲法より下位の法律の解釈原理としても通用することが広く承認されており、例えば、全ての個人の自由や幸福追求に対する権利は尊重され（憲法13条）、何人も故なき奴隷的拘束を受けない

こと（憲法18条）などは、様々な法律解釈の根本理念となっている。

一神教の信仰を得る、すなわち、神秘に帰依し教義に隷属するとの選択は、（親が幼い子に家庭内で宗教教育を施す場合はともかくとして）あくまで、個人の自由な意思決定によらなければならない。個人の自由な意思決定を歪める形で行われた、信仰を得させようとする伝道活動や信仰を維持させようとする教化活動は、正当な理由なしに人に隷属を強いる行為であり、社会一般の倫理観・価値観からみれば許されないことである。そのような伝道・教化活動は、社会的相当性の範囲を著しく逸脱するものとして違法とされなければならない。」

(イ) 統一教会の信者の伝道、教化活動の違法性について

「統一協会の信者が原告らに対して行った伝道活動は、宗教性や入信後の実践内容を秘匿して行われたもので、自由意思を歪めて信仰への隷属に導く不正なものであるし、統一協会の信者が原告らに対して行った教化活動は、家族等との交流を断絶させ、金銭抛出の不足が信仰の怠りであり救済の否定につながると教えて信仰を維持させ、特異な宗教的実践を継続させようとする不正なものである。」

「これら不公正な伝道・教化活動は、原告らに財産を差し出させ、原告らを集金活動に従事させるという特異な宗教的実践を強制するものであり、客観的にみれば、統一協会が経済的利益を獲得する目的で行われたといわざるをえない。原告らに対する伝道・教化活動と同様の手法で、経済取引の勧誘が行われたとすれば、そのような勧誘はわが国の法律では取締りの対象とさえなるのである。

したがって、統一協会の信者が原告らに対して行った伝道・教化活動は、社会的相当性の範囲から著しく逸脱する民事上違法な行為であるといわなければならない。」

(ウ) 使用者責任

被告は、宗教活動は民法715条1項にいう「事業」に該当しないとか、被告の規則に規定されていない活動について事業執行性を認めることはできないなどと主張する。しかし、使用者責任は、被用者を使用するこ

とで活動範囲を広げて利益を得ている以上、その活動により生じた損害にも民事責任を持つべきであるという報償責任原理、あるいは、他人を使用することで新たな危険を作出している以上、その危険が実現化して生じた損害についても民事責任を負うべきであるという危険責任原理に由来するものである。報償責任原理及び危険責任原理のいずれに照らしても宗教活動が「事業」から除外されると解すべき理由はなく、被告が、信者の不法行為について民法715条所定の使用者責任を免れる理由はない。

(エ) 献身損害について

原告らは、献身をした者について、献身しなければ得られたはずの逸失利益（献身損害）を賃金センサスにより請求した。

これについて判決は、献身した原告らは、「労働能力を侵害されたわけでも、一般社会で働くことが物理的に不可能な状態に置かれたわけでもない」とし、賃金センサスを死傷によらないで正常な労働が阻害された事態にも通用するものかどうかは疑問であるとし、個別的に従前の収入等との対比での認定も困難とし、献身損害は慰藉料によって償われる損害とするのが相当であるとした。

(オ) 慰藉料について

入信期間等の長さに応じて一定額を定めた上、特に深甚な苦痛を受けたと認められる原告らについては個別に加算して金額を定めるのが相当であるとし、具体的には、

- ①入信期間 1か月当たり1万円を基礎とし
- ②献身期間 1か月当たり3万円を加算し、
- ③マイクロ活動者 1か月当たり4万円を加算し
- ④過酷な海外宣教活動従事者 1か月当たり5万円を加算し、
- ⑤宗教教義の実践として本意でない入籍を余儀なくされた、「対策」と称して社会から身を隠して逃亡生活を余儀なくされた、宗教的実践の過程で病氣や怪我をし、特に苦痛を受けた、祝福を受けた後、実際に相対者と同居しての家庭生活で辛酸を舐めた、等の事情を考慮

して加算した。

(カ) 消滅時効

民法715条1項に基づく損害賠償債権における「加害者を知った時」とは、被害者が、加害者と使用者の使用関係の存在に加え、当該不法行為が使用者の事業の執行につきなされたものであると一般人が判断するに足りる事実をも認識することが必要となる（最1小判昭和44年11月27日・民集23卷11号2265頁参照）。

被告は、「一連の活動について、統一協会とは別個独立の様々な団体（連絡協議会、信徒会、……）が行っているという建前をとっているところ、それらの団体と統一協会との関係性については一般人からみても複雑であって必ずしも明白なものではなく、とりわけ、統一協会の信仰を持っていた原告らにとっては、脱会後においても、被告の上記見解を否定し、被告に対する損害賠償債権の行使が可能であると判断することは極めて困難であったと考えられる。

そして、平成15年確定の前回訴訟の判決で、連絡協議会と統一協会との関係性について詳細な事実認定を行い、連絡協議会という統一協会とは独立の組織の存在自体が極めて疑わしいと判示し、原告らにとっては、この判決の確定によって初めて、信徒会や連絡協議会ではなく、統一協会こそが賠償義務者であると理解することが可能となり、被告に対する不法行為に基づく損害賠償請求が可能な程度に「損害及び加害者を知った」ものと解するのが相当である。

ウ コメント

本件は、統一協会に対する訴訟のうち、「青春を返せ訴訟」である。

「青春を返せ訴訟」は、統一協会の信者となり靈感商法等様々な活動をした後に脱会した元信者らが統一協会に対して、宗教ではないと偽って勧誘し、献身させて資金集めなどに邁進させる目的を隠して、霊界の恐怖をおおって拘束し続けたことの違法を主張して提訴したものである。

この種の裁判は、違法な方法で献金させた前記(1)の判決とは異なり、違法な勧誘により入信させられたにしても、その後は自ら他人を勧誘するな

どの活動を行ってきたものであるため、当初、名古屋地判平10・3・26（判時1679号62頁、判タ989号160頁）、岡山地判平10・6・3は統一協会等の責任を否定していた。しかしその後は、前記岡山地判の控訴審である広島高岡山支判平12・9・14（判時1755号93頁）をはじめとして、札幌地判平13・6・29（判タ1121号202頁）、東京地判平14・8・21、新潟地判平14・10・28、平16・2・27、最2小決平19・3・23（1審・新潟地判平17・4・25、原審・東京高判平18・10・31）など、多数の責任肯定判決が出された。宗教法27号193頁（平成19年宗教法判例紹介〔私法〕）では、青春を返せ訴訟の前記最2小決平19を紹介している。

(3) 名古屋地裁平成24年4月13日判決（判例時報2153号54頁）

悩み相談において寺院関係者より靈感説明を受け畏怖した被害者に、長期にわたり浄霊等の儀式を勧め、多額の出費をさせたことを違法として、寺院関係者の共同不法行為責任及び寺院の使用者責任が認められた事例

ア 事案の概要

本件は、Y寺院（宗教法人肥後修験遍照院）、Y1女（宗教団体六水院の主宰者）、Y2～4（六水院関西別院の僧侶）及びY5（六水院の元僧侶で元東京支部長）が共謀の上、X女に対して、同人の不安や恐怖心を煽るような言動を繰り返して畏怖誤信させ、浄霊代等の名目で多額の金員を支払わせたとして、X女がY寺院及びY1～5に対して、共同不法行為（民法719条）に基づき、Y寺院に対しては予備的に使用者責任（同715条）に基づき、損害賠償等を求めた事案である。

イ 当事者

Y1は、修験真言宗大本山金剛寺において得度を受けた後、総本山善通寺元管長から阿闍梨の免状を得、上記金剛寺管長から「六水院」の院号を授けられて、平成12年5月から、宗教団体である「六水院」を組織して宗教活動を始めた。

Y寺院は、平成2年に設立された真言宗の寺院（宗教法人）である。平成17年に、被告Y1の長女で僧侶であるAが代表役員に、被告Y1が管長に就

任した。

ウ 違法性の認定

Xは、昭和35年生まれ的女性であり、平成14年3月から平成22年8月まで、病院職員として勤務していた。Xは、平成14年当時、椎間板ヘルニアや偏頭痛等の体調不良、元夫による子供らへの虐待、子供らの病気で悩んでいたところ、同年7月にY2が浄霊等を行う様子を放映したテレビ番組を見て、六水院やY1のことなどを知り、六水院に相談をすれば、悩みを解消する契機になるのではないかと思い、同年8月に関西別院で相談した。

Xは、応対したY2に自身の心配事を相談したところ、Y2は、六水院で浄霊を受ければ、Xや子に憑いた霊を天界に送り届け、先祖の因縁が良くなるが一度や二度の浄霊ではできることではないと説明し、浄霊を勧めた。

これを契機にしてY1～4は一体としてX女に対応し、その際に、既にY1らの靈感説教により不安と恐怖心を生じ自由意思が欠けるに至った同女に対し、同女のみならず子供の霊視相談、浄霊、守護霊及び守護神受入れの儀式等を勧め、平成14年から平成20年までの長期間に10数回にわたり、六水院の関西別院や熊本本院において浄霊の儀式を受けさせた。判決は、これらの浄霊等の儀式によるX女の支出は、同女の社会的地位や資産状態に照らして社会的に認容される範囲を逸脱した違法な多額の金額であるとし、財産的損害530万円余、慰謝料20万円、弁護士費用60万円を認めた。

エ 被告らの責任

Y1～4については共同不法行為責任を認めたが（なお、Y5の関与は否定した）、Y寺院の共同不法行為責任は否定した。

しかし、平成17年にY1が管長に就任した後には、六水院はY寺院と一体となって宗教活動を行っており、Y2らがY寺院の構成員とされていることから、Y寺院とY1らとの間には指揮監督関係が認められるとし、平成17年以降の損害につき因果関係を認め、損害賠償請求の範囲で連帯して損害賠償責任を負わせた。

オ コメント

宗教法各号の判例紹介でも、統一協会以外の先例が多数ある。宗教法31号284頁、30号261頁、29号203頁、28号259頁、27号195頁などを参照されたい。

3、宗教上の判断の可否が問題となった判例

(1) 大本建物明渡請求事件

最高裁平成24年11月2日第2小法廷決定・大本建物明渡請求事件（判例集未登載、原審・大阪高裁平成23年11月25日判決、一審・京都地裁平成23年1月12日判決）

宗教法人大本が、4代教主であることを主張し、その地位に基づいて建物を占有している被告に対し、建物明渡を請求する訴訟を提起した。一審の京都地裁は、4代教主の地位の判断をするには教義、信仰の内容に立ち入らなければならないとして、訴えを却下し、大阪高裁、最高裁もこれを維持した。

ア 事案の概要

被告（出口直美）は原告大本の3代教主出口直日の長女である。被告は昭和20年に家口栄二と婚姻し、栄二は婿養子となった。被告は少なくとも昭和44年から昭和57年までの間、大本の教主継承者の地位にあった。要荘、掬水荘等の本件建物は、大本の宗教関連施設となっている。

被告は、4代教主の地位に基づき、本件建物に居住したり親族を居住させたりして使用していると主張。これに対して、原告は、被告が教主継承者の地位を取消され、平成2年に出口聖子（直日の三女）が4代教主を継承したと主張し、原告大本は被告に対して、本件建物の明渡を求める訴訟を提起した。

イ 京都地裁の判断

(ア) 訴訟では、4代教主の地位がいかにかに定まるかが問題となり、被告は、2代、3代教主と同様、神定によって予め定められた生来的なもので3代教主と言えども変更できないと主張した。これに対して原告は、教主が神定によって定まっているのは3代までで4代教主以降は、あくまでも教主継承規範に基づく3代教主の決定のみに由来すると主張した。

また、大本神論における「肉体が女で御魂が国常立尊の御魂であるぞよ。代々続く女の御世継であるぞよ」等の教典の解釈につき、被告は、「御世継」を「前代のあとを継ぐ代々の教主」の意味で常に神定によって定まっており、被告は審神者である聖師がこれを確認したと主張した。これに対して原告は、「御世継」を広く「子孫」の意味に関し、教主の血統を継ぐ女性は全員が国常立尊の御魂を受け継いでいるとし、審神することはあり得ないと主張した。

以上につき判決は、これらはまさに教義論争であり、証拠による事実の認定とこれに対する法令の適用により判断し得ないと判示した。

(イ) 原告は、神定4代教主の地位は、訴訟の過程において作出されたものであると主張したが、判決は、被告の夫・栄二を排除する処分がなされ、被告の教主継承者決定の取消手続が取られてからは、被告を4代教主と仰ぐ信徒集団と聖子を4代教主と仰ぐ原告役員を含む信徒集団とが相争う状態となり、被告が教主継承者の地位を失ったことを理由に建物明渡を求め、本件訴訟にまで発展したという経緯などから、被告の主張は便宜的なものではないとした。

(ウ) さらに判決は、教主継承規範に基づいて教主継承者の地位を取り消すことができるとしても、取消事由の判断に際して、大本の教義、信仰の内容に立ち入って判断せざるを得ないか否かが問題になり、被告の単なる世俗的な不行跡が理由ではなく、大本の教義の解釈につき原告と栄二との間に対立があり、栄二側に与する立場に立った被告の言動が「大本の道統を継承するにふさわしくない」とされたのであって、道統の内容が教義にわたるものである以上は、結局、大本の教義、信仰の内容に立ち入って判断せざるを得ないとした。

ウ 大阪高裁の判断

大阪高裁は、京都地裁判決の判断をそのまま踏襲している。

なお、控訴審において、原告は、被告が「大本信徒連合会」の活動主体となって、原告と全く別の「独立した宗教団体」に属しているから、自らの意思で原告を離脱しているとして、教主の地位を争う利益がないと主張した。

これに対して判決は、被告があくまでも4代教主であることを標榜し、祭祀の中心地とされる本件建物を本拠として、原告の教義に基づき宗教活動を行っており、連合会も原告の信者を構成員とし、連合会が原告と別個独立の宗教団体とはいえないとして、離脱したとは評価できないとした。

(2) 寺院墓地における典礼の判断が問題となった判例

名古屋高裁平成24年10月30日判決・光徳寺墓地事件（判例集未登載、原審・津地裁平成23年11月24日判決・宗教法31号290頁）

ア 事案の概要の詳細は宗教法31号290頁を参照されたい。

原審は、日蓮正宗光徳寺（三重県鈴鹿市・大場正妙住職）が原告となり、正信会の古川興道並びに林光隆（林徳和）を相手に、光徳寺墓苑内への立入禁止等を求めた訴訟において、光徳寺の訴えを却下した。

これに対して、高裁判決は原判決のうち林への訴えを却下した部分を取り消してこれを津地裁に差し戻した。しかし、古川に対する訴えは、原審の却下判決を維持して光徳寺の控訴を棄却した。

イ 名古屋高裁の判断

名古屋高裁は、林が宗教法人日蓮正宗に僧籍を置いたことがないとし、日蓮正宗は、昭和54年に阿部日顕を法主兼管長に選定したこと、それ以後は阿部及び早瀬日如が法主兼管長として、光徳寺を含む末寺の住職の任命を行うとともに、両名を法主兼管長として宗教団体としての活動を継続して行い、これらを通じて、日蓮正宗及び光徳寺を含む末寺における宗教団体としての自律的な秩序及び活動の基盤を形成してきたとして、自治的決定に基づく宗門運営を認定し、林は日蓮正宗による光徳寺住職の選任について、直接の利害関係を有するものではないと判断した。

そして、林に対する請求の争点はいずれも宗教上の教義及び信仰の内容に立ち入ることなく審理判断できるとして、一審の却下判決を取消し、どのような場合にこれが認められるかにつき一審で審理を尽くさせることとした。

これに対して、古川については、本件墓苑において施行する典礼が日蓮正宗の典礼であるか否かについての判断は、最終的に、本件擯斥処分の有効

性、ひいては日蓮正宗の教義及び信仰の内容に立ち入らざるを得ないものであるから、結局、本件訴えは、法律上の争訟に当たらないとして、光徳寺の控訴を棄却した。

4、宗教法人等の運営に関連する判例

(1) 宗教法人の代表役員の地位に関連する問題についての判断

大阪地裁平成24年7月27日判決（判例時報2164号114頁、判例タイムズ1386号335頁）

宗教法人の旧代表役員の解任と新代表役員の選任が、宗教色のない合議制に重きをおいた同法人の規則により有効になされたとされた事例

ア 事案の概要

本件は、宗教法人である被告の責任役員である原告らが、被告の責任役員会において、被告補助参加人が代表役員から解任され、原告のうちの1名が新代表役員に選任されたとして、その代表役員たる地位の確認を求めた事案である。

イ 本判決の内容

(ア) 解任事由の有無について

まず、本判決は、本件宗教法人における代表役員の解任事由につき、「被告においては、……13人という比較的多数の責任役員を置くこととした上、その多数決によって代表役員を選任し、また、解任事由の存在を前提とした3分の2以上の責任役員の多数決によって代表役員や責任役員を解任することができることとしている。」「このような本件規則の規律内容に照らすならば、被告の重要な事務は責任役員の定数の過半数によって決められるべき事柄であり、代表役員といえども、責任役員の総意に反する権限行使は許されないのであって、代表役員がこれに反する権限行使をした場合には、原則として、本件規則7条3項の『規則の規定に違反したとき』、『職務上の義務に違反したとき』又は『役員たるにふさわしくない行為』に該当することになるというべきである。」「被告が責任役員による合議制に重きをおいた組織であること、本件各決議

が責任役員12名（1名欠員）のうちの11名の総意に基づく圧倒的多数の者の意思によるものであること、決議の内容が、あくまでも代表役員たる地位のみの解任なのであって、補助参加人の責任役員たる地位をも喪失させるという内容のものではなく、補助参加人は本件各決議後も責任役員の一員として被告の事務の決定に意見することができる立場にあることなどを考慮するならば、本件各決議における本件11名の判断は基本的には尊重されなければならない。」と判示して解任事由を認めた。

(イ) 責任役員会の招集権限について

次に、責任役員会の招集権限について、本件宗教法人の規則においては、被告の責任役員会の招集権者は代表役員であるとされる一方で、「代表役員は、責任役員定数の過半数の請求があったときは、責任役員会を招集しなければならない」との定めが設けられていたところ、責任役員である原告らは、代表役員である補助参加人に対して責任役員会の招集を請求したが、補助参加人がこれを拒否し、責任役員会を招集しなかったため、自ら責任役員会を招集した。」

本判決は、①本来の招集権者による招集（開催）拒否といった事態に際し、招集請求権を行使した者が招集（開催）に向けた実効性ある手立てを取り得ないというのでは意味がない、②責任役員による責任役員会の招集請求が、事務決定の要件と同じ責任役員の定数の過半数による請求を要件としていことに照らすならば、事務決定の前提となる責任役員会の開催は、できる限り確保されることが望ましい、③規則に基づく責任役員会の招集請求とそれに引き続く招集（開催）拒否の事実を前提として、招集請求権を行使した者からの招集通知があった場合には、当該招集通知に係る責任役員会が当該法人の会議体としての正当性に欠けるということとはできないと判示して、責任役員である原告らによる本件責任役員会の招集を適法とした。

なお、本判決が、一般社団・財団法人法93条3項（一定の期日内に理事会の招集の通知が発せられない場合、請求をした理事が招集できる）を参照条文として掲げている点は参考になる。

(2) 財団法人の寄付行為の変更に関する事例

京都地裁平成24年3月27日判決（判例秘書・大谷派本願寺維持財団寄附行為変更無効確認事件）

裁判所は、①被告財団は、設立者の決定した根本規則に基づいて理事が活動するだけであって、自主的に活動を決定する機関を持たないものであるから、財団法人の寄附行為を変更することは予定されていないとして寄附行為変更の無効を認め、②財団に抛出された財産は贈与であって信託ではないとした。

ア 事案の概要

被告は、大正元年に財団法人として設立され（当時の名称・財団法人真宗大谷派本願寺維持財団）、昭和55年ころ、財団法人本願寺維持財団と名称を改め、平成23年2月一般財団法人に移行した。

被告代表者である大谷暢順は、昭和46年ころから被告の理事長を務めており、平成11年に京都市伏見区に本願寺の名称の宗教法人（新本願寺）を設立し、同法人の代表役員を務めている。

本件は、包括宗教団体（本山東本願寺）である原告・真宗大谷派が、被告に対し、

- ① 被告は原告の助成を唯一の目的として設立された財団法人であって、被告が行った各寄附行為の変更は、設立者の意思に反し本質的事項を変更するものであるとして、その無効の確認を求めるとともに、
- ② 原告は被告に対して信託契約に基づき財産を譲渡していたところ、原告は信託契約を解除したとして、信託契約終了に基づく信託財産返還請求として、信託財産の一部である200億円等の支払を求めた、との事案である。

イ 判決の内容

(ア) 寄附行為の変更について

- a 旧民法所定の財団法人は、設立者の決定した根本規則に基づいて理事が活動するだけであって、法人の活動を自主的に決定する機関を持たないものであるから、財団法人の寄附行為は、原則としてこれを変更することは予定されていない。もっとも、時代や環境の変化に伴

い寄附行為の文言を変更することや、寄附行為自体にこれを変更する方法を規定している場合にその規定に基づいて寄附行為を変更することは可能であると解されるが、これらの場合においても、寄附行為の同一性を失わせる根本的事項の変更は、設立者の意思に反し許されない。

b 本件変更の有効性

(a) 目的条項の変更

- ・ 昭和57年変更により、納骨堂経営が目的に加えられたが、被告が現在経営している納骨堂（東本願寺東山浄苑）は、真宗本廟又は原告が所有していた土地を被告に貸与して、真宗本廟又は原告の依頼に基づき被告が経営を開始したものであって、その収益金を原告への助成金とすることも可能であるとし、原告への助成を意味するものだから、寄附行為の同一性を失わせる根本的事項の変更とはいえ、無効ではない。
- ・ 平成23年変更により、被告の目的事業は、より広く抽象的な、「本願寺伝承の有形、無形の文化及び広く佛教文化を興隆する事業」とされ、被告による助成の対象が、Aが代表役員を務める新本願寺をはじめとする原告とは無関係の団体にも及ぶものと解され得ることになったとし、当初の寄附行為との同一性を失わせる根本的事項の変更に当たり、無効である。

(b) 残余財産の帰属先の変更

原始寄附行為によれば、被告の解散時の残余財産は旧真宗大谷派に帰属するものとされていたが、昭和63年及び平成23年変更によれば、被告解散時の残余財産が原告とは異なる団体等に寄附されるものとされているから、当初の寄附行為との同一性を失わせる根本的事項の変更に当たり、無効である。

(c) 行政庁の認可による瑕疵の治癒の有無

なお、寄附行為は、昭和57年及び昭和63年変更については京都府が、平成23年変更については内閣総理大臣が、それぞれ認可してい

るが、各認可は、私人による法律行為を行政庁が補充することで効力を発生させるものであって、補充される法律行為自体に瑕疵がある場合、行政庁の補充によって瑕疵が治癒されるわけではない。本件変更が各認可によって有効になったとはいえない。

(イ) 信託契約の成否について

一般に、財団法人への財産の抛出は贈与又は遺贈に準じるものとされ(旧民法41条)、財団法人の財産は寄附行為に定められた目的に従って管理、処分されることが前提となっていること(同法43条)からすれば、財団法人への財産の抛出行為が信託契約と類似した法律行為となることは、もとより当然である。むしろ、旧民法及び旧信託法の立法過程からすると、旧民法所定の財団法人制度は、旧信託法が施行される以前から信託の目的を達する手段として利用されることが予定されていたものといえる。

もちろん、ある法主体が財団法人に対して信託的に財産を譲渡し、もって当該法主体と財団法人との間に信託契約が成立することはあるが、旧民法が財団法人を公益性を有するものに限定し、その組織や管理運営方法について詳細な規定を設けて、これを主務官庁の監督の下においたことからすると、財団法人に抛出された財産は、原則として当該財団法人固有の財産となるものというべきであって、これを信託契約とみるには、財産の抛出に当たり、当該財産の管理、処分について当該財団法人自身の寄附行為による制約を越える制限を付し、又は、委託者若しくは受益者の特別の権利を留保する等、信託の明確な合意がなければならぬものと解する。

そして、大正元年のBらによる10万円の抛出は「出資」、大正9年の本件土地の抛出及び同年から昭和23年にかけての金銭の抛出はいずれも「寄附」とされており、抛出者と被告との間にこれを信託とする明確な合意がなされたことを認めるに足る証拠はないとして、信託契約の成立を否定した。

5、遺骨埋葬拒否に関する判例

宇都宮地裁平成24年2月15日判決（判例時報2154号93頁・判例タイムズ1369号208頁）

(1) 事案の概要

訴外A（Xの妻の祖父）は、大正14年ころ、浄土真宗本願寺派に属する宗教法人Yとの間で、寺院墓地内の墓地区画（本件墓地）の墓地使用権の設定契約を締結した。Aは昭和31年に死亡し、子のCが本件墓地使用権を承継した。その後、子Cやその妻などが本件墓地に埋葬された。Xは、昭和46年3月、Cの死亡によって本件墓地の使用権を承継取得した。

Xは、Xの妻Bが、平成21年4月16日に死亡したので、同月26日、Yに対し、Bの遺骨の埋蔵したい旨申し入れたが、Yは、浄土真宗本願寺派の典礼に従わない限り、遺骨の埋蔵を拒絶するとXに通告した。

Xは、無典礼の方式による妻Bの遺骨を本件墓地に埋蔵することができる権利を有するとし、Yに対し、妻Bの遺骨の埋蔵の妨害禁止を求めるとともに、人格権侵害の不法行為に基づき慰謝料100万円の支払いを求めた。

これに対し、Yは、Aとの間の墓地使用権の設定契約では、Yの宗派である浄土真宗本願寺派の方式によって典礼を行うという合意があり、その合意は、本件墓地使用権を承継したXにも及ぶものであるなどと主張した。

(2) 判決の内容

判決は、AとYとの間の本件墓地使用権設定契約においては、Yの定める典礼の方式に従い墓地を使用するとの黙示の合意が成立したものと認められるが、本件墓地使用権を承継した者が異なる宗派となった場合まで、墓地使用規則に定めがなく、Yの典礼に従うとの慣行もないとした。そして、かえって、いくつかの異宗派の者がその宗派の定める方式により本件墓地内に墓石を設置し、遺骨を埋蔵していても異議を述べた事情は認められないこと、XもYの宗派と異なる題目の墓石を設置し、法名の授与を受けずに遺骨を埋蔵していたこと、などを上げ、黙示の合意の解釈として、承継したものが異なる宗派となっ

た場合にまで拘束力が及ぶと解することができず、その者がYの宗派と異なる宗派の典礼の方式を行うことをYが拒絶できるにすぎないとした。その上で、XがYの宗派とは異なる宗派であるとしても、それ自体が直ちにYがXによる遺骨の埋蔵を拒絶する正当の理由となるものではないし、使用権の行使として無典礼の方式による遺骨の埋蔵を求めることも、上記黙示の合意に抵触するものではないと判断し、妨害を禁止した。

なお、慰謝料については、Yの行為の違法性について検討し、遺骨の埋蔵の際にYの典礼の方式に従うが布施等は支払わないというXの提案は、Yの典礼施行を事実上困難にするものであったといえること、Yの典礼の方式に従わない限り遺骨の埋蔵を拒絶することができるとの裁判例もあること（津地裁昭和38年6月21日判決・下民集14巻6号1183頁・判例時報341号18頁）、墓地使用権者が異宗派となった場合に無典礼の方式による埋蔵を求めた場合について判断した判例は見当たらないこと（東京高裁平成8年10月30日判決・判例時報1586号76頁は、遺骨の被埋蔵者及び埋蔵をしようとする者が日蓮正宗の信徒であり、寺院所属の信徒であった事案である。）などの諸事情に照らし、Xが遺骨の埋蔵を求めた当時において、Xの提案を拒否して遺骨の埋蔵を拒絶するに至った行為が社会通念に照らして著しく相当性を欠くとは言えないとし、不法行為の違法性を否定した。

(3) コメント

墓地使用権の性質・内容については諸説あるが、墓地使用権についても、慣習上物権に準ずるものとして妨害排除請求権が認められるべきである（東京地判平2・7・18・判タ756号217頁）。

墓地、埋葬については、墓地、埋葬等に関する法律があり、同13条は、墓地等の管理者は、埋葬等の求めを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとしている。そして、宗教団体がその経営者である場合に、他の宗教団体の信者が埋葬等を求めたときに、依頼者が他の宗教団体の信者であることのみを理由として求めを拒むことは、「正当理由」には当たらないとしている。これは、墓理法が、公衆衛生上その他公共の福祉の見地から、墓地等

の管理及び埋葬等が支障なく行われることを目的として定められたものであることから来るものである。

これに対して、改宗離檀者からの埋葬要求の際に寺院の典礼が認められるかは、信教の自由との調整の問題である。裁判例は、宗教法31号293頁に挙げたように、概ね前記津地判昭38年をベースに、寺院の典礼を認めるものであるが、既に埋葬が終わっている場合の取去を求めることまではできない（仙台高判平7・11・27・判時1565号115頁・判タ905号183頁）、自宗派の典礼を行うことができる墓地使用权を設定した後に管理者が交代して寺院墓地になった場合は、寺院の典礼を強制できない（最3小判平8・10・29・判時1586号76頁・判タ926号159頁）、日蓮正宗を奉ずる者が、同じ宗派の所属寺院の典礼を受けないという程度では、埋葬を拒否できるほどの宗教的感情を害するものではない（前記東京高判平8年）などの判断をしてきている。

本件では、Yの定める典礼に従い墓地を使用するとするの黙示の合意があった場合、墓地使用权を承継した者にその合意の拘束力が及ぶかどうか争われたものであるが、本判決は、契約成立後の慣行等を重視して、墓地使用权の内容を確定させ、その拘束力を否定した。そして、その者が異なる宗派の典礼の方式で行うことを拒絶することができるにすぎないと解し、無典礼の方式による埋蔵を拒絶することはできないとしたものである。

6、名誉毀損が問題になった判例

(1) 東京地裁平成24年7月12日判決（判例秘書・念仏宗週刊ダイヤモンド名誉毀損事件）

宗教法人である原告が、被告Y1社が発行する週刊誌に掲載された記事により名誉を毀損されたとして、不法行為に基づき、被告会社Y1、編集長・Y2及び記者・Y3に対し、損害賠償等を求めた事例

ア 事案の概要

(ア) 原告宗教法人（念仏宗三宝山無量寺）が、被告Y1（株式会社ダイヤモンド社）の発行する週刊誌（週刊ダイヤモンド）に掲載された記事中の記載（秘密結社、洗脳集団、家庭崩壊したケースもあり、など14箇

所)により名誉を毀損されたとして、不法行為に基づき、Yらに対し、損害賠償及び謝罪広告の掲載を求めた事案で、本件記事による名誉毀損の成否が争われた。

(イ) 原告は、昭和54年設立の宗教法人であり、兵庫県に総本山、京都市に別格本山、大分県に九州本山があるほか、全国各地に16か所の別院、2か所の僧院、2か所の道場及び2か所の檀信徒会館を有し、約5万人の信者を抱えている。

週刊ダイヤモンドは、全国の書店、コンビニエンスストア、駅の売店等で販売されているビジネス週刊情報誌であり、その発行部数は、約11万部である。

(ウ) Y 1 は、「週刊ダイヤモンド特大号2010年11月13日号」において、特集「宗教とカネ」Part 3「驚愕の宗教ビジネスモデル」の中で、88頁から90頁にわたって原告に関する記事を掲載し、全国に発売した。

(エ) 本件記事には、「数百億円の宗教施設を建てたり、横浜のある地域一帯を買い占めたり——。無名ながら、有名宗教法人を凌ぐ資金力を持つ新宗教が存在する。彼らの収益源、ビジネスモデルを追った。」「驚愕の布教モデル取引先やOB人脈駆使？」との中見出しの下、記事が書かれている。

イ 判決内容

裁判所は、原告の社会的評価を低下させる記載(8箇所)のあることを認め(うち1箇所は違法性阻却事由があったとした。)、各記載の事実摘示及び論評は、その事実ないし前提事実が、真実であるとも真実であると信じるにつき相当な理由があったとも認められないから、原告に対する不法行為を構成するとして、請求額3300万円のうち慰謝料200万円、弁護士費用20万円の損害賠償を認めたが、名誉回復のための謝罪広告掲載まで必要ないとした。

(2) 東京地裁平成24年3月28日判決(判例秘書・紀元会日刊新聞名誉毀損事件)

宗教法31号303頁の東京地判平23・1・14の関連である。

本件は、宗教法人である原告が、被告の発行する日刊新聞に掲載された記事に原告の社会的評価を低下させる内容の記載があったと主張して、被告に対し、不法行為に基づき、名誉回復の処分として本件新聞紙上に謝罪広告の掲載を求めるとともに、無形の損害1000万円及び弁護士費用100万円の合計1100万円の損害賠償の支払を求めた事例

本件記事の一部は、共同通信社の配信した記事を基に執筆されたものであったため、同社は被告に補助参加した。

ア 事案の概要

(ア) 当事者

原告は、昭和45年に設立された大和神社の神（日之本大神）を主神とする宗教法人紀元会である。

(イ) 原告の会員らによる傷害致死事件

a 原告の幹部であるAは、B、C及びDら多数の原告会員と暗黙のうちに意思を相通じて、平成19年9月、原告の宗教施設内において、E（Bの妻でCの母・当時63歳）に対し、多数の暴行を加えて死亡させた（本件傷害致死事件）。

b Aは、傷害致死罪のほか、傷害及び犯人隠避の各罪により長野地裁に起訴され、平成20年11月、懲役12年の判決を受けた（最高裁で確定）。

(ウ) 被告による本件記事の掲載

被告は、本件新聞の平成19年10月16日号（東京都内版）の23面に、原告に関する本件記事を掲載し、販売した。

イ 判決の内容

以下、特徴的な判断のみを指摘する。

(ア) 「カルト教団」との見出しについての名誉毀損性

判決は、『『カルト』という言葉それ自体は、崇拜、狂信的な崇拜及び少数の人々の熱狂的な支持を意味するにすぎず、直ちに人の社会的評価を低下させるものではないが、具体的な事実の摘示を伴って用いられることにより、反社会的で危険な集団であるという趣旨の否定的な評価を

意味することがあり、この場合には、その集団の社会的評価を低下させることがあるというべきである」とし、

- ①本文に比して相当程度大きいポイントのゴシック体の活字、
- ②本件記事の掲載スペースの4分の1程度を占める形で、「カルト教団」との記載と「リンチ殺人」との記載が並列に掲記、
- ③記事本文には本件傷害致死事件の内容が記載され、記事末尾には、オウム真理教信者による地下鉄サリン事件等の宗教団体に関連する犯罪事件が挙げられている、

との点を理由に名誉毀損性を認めた（但、真実性を認めて責任を否定）。

(イ) 「リンチ殺人」との見出しについての真実性

原告は、本件は傷害致死罪で殺人罪ではないから、これを「殺人」と表現することは許されない旨主張した。しかし、判決は、「一般の社会生活においては、『殺人』との表現は、必ずしも、刑法上の殺人罪に該当するような『殺意をもって人に対して暴行を加え、その結果、人を死亡させた』との意味に限定して用いられるものではなく、刑法上の殺人罪には該当しない『人に暴行を加えた結果、その人が死亡した』場合にも用いられることがある表現である。」とし、本件記事の本文中には、「傷害致死容疑で逮捕」等の記載があることを併せれば、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすると、本件見出しにおける「殺人」との記載は、「原告の会員らがEに暴行を加えた結果、Eを死亡させた」旨の事実を摘示するものであるとし、見出しの摘示事実の重要部分の真実性を認めた。

(ウ) 本件記述3「原告幹部の許可なしに結婚できない旨の定めがある」の記述についての真実性

判決は、刑事事件の公判での検察官の論告要旨には、Aが原告の会員同士の結婚を強制した旨の記載があり、同旨の新聞報道がなされたことが認められるが、これらによってもAが原告の会員同士の結婚を強制したとの事実を認めることはできない。また、仮に、上記事実が認められるとしても、本件記述3の摘示する事実、原告においては原告幹部の

許可なしには結婚できない旨の定めがあるとの事実であるから、その重要部分の真实性を認めるには足りないとし、さらに相当性も否定した。

(エ) 慰謝料

「本件新聞が著名な日刊新聞であり、多数の読者が本件記事を読したであろうことからすれば、原告の社会的評価の低下の程度は必ずしも軽微なものとはいえない。もともと、本件記述3の摘示する事実は公共の利害に関する事実と解されること、本件記事の掲載当時、本件傷害致死事件及びその背景事情等に関する報道が広く行われており、原告の社会的評価は一定程度低下していたものと認められることなど一切の事情を総合して考慮すれば、本件記事が本件新聞に掲載されたことにより原告の被った無形の損害に対する慰謝料としては、30万円が相当である。」

(3) 東京地裁平成24年8月8日判決（判例秘書・紀元会週刊誌名誉毀損事件）

(2)と同じ原告が同様の時期に掲載された同趣旨の週刊誌記事につき、名誉毀損による損害賠償等の請求訴訟を提起し、記事の一部について、被告Y2の執筆及び被告会社による本件記事の掲載が原告に対する共同不法行為となるとし、30万円の慰謝料の支払を命じた。

内容的には、(2)とほぼ同一の判断である。

7、宗教法人の土地利用関係についての判例

(1) 京都地裁平成24年5月30日判決（判例秘書・御室派仁和寺営業許可取消事件）

ア 事案の概要

被告（京都市・真言宗御室派総本山仁和寺）の境内において、御室桜の季節に、棧敷等を設けて茶店（飲食店）を営んできた原告ら（桜守）は、平成23年の御室桜の季節の前に、被告から一方的に、営業の許可を出さないと通告を受け、同年以降の営業ができなくなったとして、営業権の確認及び慰謝料等を求めた。

判決は、茶店営業の許可の性質は、土地賃貸借契約であるとも、双務継続

的契約関係であるとも認められず、営業権を認めることはできないが、不許可処分の告知は、原告らと被告との過去からの関係に照らし、信義誠実の原則に反する態様でなされたもので、不法行為に該当するとし、不法行為と相当因果関係にある損害は、予約客や関係者に謝罪に回らざるを得なくなったことによる現実の負担、さらにこれによる経済取引上の信用失墜に及ぶとして、その限度で請求を認めた。

イ 判決の内容

(ア) 被告の本案前の抗弁の当否について

被告が不許可処分は被告の宗教価値を守るための判断に基づくものでその是非の判断は宗教団体の自律性にゆだねるべきであると主張したのに対し、判決は、被告が茶店営業の申請に対して、これを不許可にした理由は、もっぱらD（被告の関連財団法人で、被告は観桜事業をDに引き継がせようとしていたと主張している）の公益財団法人への移行を視野に入れた節税対策上の理由によるものと推認されるとし、本件不許可処分の理由は、被告の主張する宗教上の教義及び信仰の内容とは無関係のものであるとした。

なお、判決では、以下の通り具体的な判断を示している点が注目される。

「宗教団体と宗教団体外の者との紛争において、その紛争が宗教上の教義及び信仰の内容に関わることにより、当該紛争が一般的に司法審査の対象から除外されるかどうかという点について検討するに、例えば、宗教的に正しいとされる大音声での祈祷等の宗教的活動を行うことにより、周辺の住民の生活の平穩を侵害すること、宗教上正しいとされる害悪を告知することにより、相手方に恐怖心を生じさせたり、錯誤に陥れたりして、それにより高額の宗教的な物品を販売して、その財産権を侵害することなどが、民法上の不法行為に当たり、司法審査の対象となることは明らかといわなければならない。また、経済的な取引行為の面でも、宗教上の正当性を理由としさえすれば、継続的取引関係を正当な理由なく一方的に解除したり、売買等の代金を不払としたとしても、それ

による紛争が司法審査の対象から除外されるなどという結論を採ることができないことも明らかといわなければならない。

これらのことは、宗教団体内部で教義等に関わる見解の対立があつて、その一方が他方に対して宗教上の不利益処分をなし、その結果として宗教法人の代表役員の地位を喪失したり、建物の明渡を求められるなどの民事上の紛争が生じた場合と比較して、一方当事者が宗教上の教義等による束縛を受けない点で、明らかに利益状況を異にしているのであつて、宗教上の教義等による束縛を受けない、いわば「世俗」の世界にある当事者につき、裁判を受ける権利を奪うことのできないことは明らかである。

これによれば、本件不許可処分は、原告らにとっては、被告の境内での飲食店営業という世俗の経済的行為の可否の問題であつて、被告から宗教上の教義及び信仰の内容との関連を主張されたとしても、それは、本件不許可処分をめぐる紛争を司法審査の対象から除外する理由とならないことは明白である。」

以上の判示の下で、「被告の主張は、被告にとってのみ宗教的事項であることを理由として、一般の国民との世俗の関係においても、日本国法により設立され、日本国法の支配を受けるべき宗教法人に対する治外法権を認めるに等しいものであつて、到底採用」できないとしている。

(イ) 被告境内地における茶店営業の法律的性質について

① 原告の主張する土地賃貸借契約について

原告らが本件土地の一部を占有するのは、1年のうちの約1か月であつて、その占有の態様も、固定した永続性のある占有とはいえないこと、原告らの茶店営業の主目的は、土地の使用収益ではなく、これを利用した飲食店営業にあること、冥加金名目で被告に納められている60万円にしても、短期間の土地の占有対価としては極めて高額で、むしろ営業行為を認めることの対価の性質が強い等の事情からすると、本件土地における茶店営業の許可が、土地賃貸借契約の性質を有するとは認められないとした。

② 原告の主張する双務継続的契約関係について

原告らと被告との間で茶店営業の許可によって生じる契約関係の主目的である茶店営業が、1年のうちのごく短期間のものであること、冥加金名目の60万円についても、その短期間の茶店営業の許可に対する対価であると認められること、その間の期間における御室桜の維持管理作業については、歴史的な経過からして、これがY1に対する法的義務として行われてきたものではなく、Y1にゆかりのある人々の一種の奉仕作業（出仕）として行われてきたものというべきであること、したがって、これをもって茶店営業の許可に対する法律的な意味での対価と認めることはできないこと、といった事情からすると、これまで長年にわたって、原告らに対する茶店営業の許可が繰り返されてきたからといって、その背景に、原告らの申込みに対して被告が応諾義務を負うとか、原告らが対価を払い続ける限りは、被告による明示の許可なくしても茶店営業ができるといった類の双務継続的契約関係があったとまでは認められないとした。

(ウ) 信義誠実の原則について

しかし、原告らの主張全体、特に「正当な理由もなく、一方的に解除できない」という主張がいわんとするところからして、また、現に遅くとも昭和初期の原告らの先代の時代から、毎年のように事実として茶店営業が認められてきた事実や、原告らが茶店営業のために多数の物品を取り揃え、保管している事実を照らすと、原告らと被告との関係に、何らの拘束も与えていないとすること（被告のいう自由裁量による処分）も、私法秩序一般に妥当する信義誠実の原則に照らし、にわかには受け入れ難い。

そうした場合、少なくとも、客観的に特段の事情のない限り、昨年も茶店営業許可を得たから、今年も許可されるであろうという期待権は、法律的に保護されて然るべきものといわなければならない、その期待に反して、茶店営業が許可されない場合であって、その不許可が信義誠実の原則に反していると認められる場合には、当該不許可処分は、信義誠実

の原則から導かれる応諾義務の債務不履行、または、信義誠実の原則に反する行動をしてはならないという一般的な不作為義務の違反としての不法行為に当たる。

そして具体的なあてはめとしては、本件不許可処分の告知の経緯、説明の努力、代替策の検討、理由の変遷などにつき、長年安定した関係が繰り返されていた原告らの立場に対する配慮をおよそ欠いた行動を続けているとして、私法における信義誠実の原則に反する行為であって、原告らに対する不法行為に当たるとした。

(エ) 損害について

不法行為と相当因果関係にある損害は、突然の本件不許可処分の告知により、予約客や関係者に謝罪に回らざるを得なくなったことによる現実の負担、さらにこれによる経済取引上の信用失墜には及ぶというべきであり、原告らの主位的請求のうち、慰謝料の請求は理由がある。他方で、原告らの主張する「営業権」が認められないことからすると、平成23年やそれ以後の年における得べかりし営業利益の喪失については、これを本件不許可処分の告知と相当因果関係にある損害と認めることはできず、原告らが、営業利益を喪失したことは、慰謝料の算定において考慮することとし、慰謝料の額は、原告ら各自につき40万円と認めることが相当であるとした。

(2) 京都地裁平成24年1月17日判決（判例秘書・琵琶湖疏水使用権不存在）

原告寺院（天台寺門宗園城寺・三井寺）が、原告の境内地の地下に琵琶湖疏水用のトンネルを設置、管理している被告（京都市）に対し、上記トンネルの敷地について被告の使用権が存在しないことの確認及び敷地使用料相当額の支払い等を求めた事案について、被告が各敷地について地上権を有するとした上で、この地上権は、原告の境内地が国有地であったときに、国と被告との間で、琵琶湖疏水が存在する限り消滅しないことを前提として設置され、原告もそのことを認識した上で国から境内地の譲与を受けたこと等の事情から、原告が上記敷地使用権の更新を拒絶することが権利の濫用に当たるとして、原告の

請求をいずれも棄却した（なお、報道によると大阪高裁において、平成25年4月に和解が成立したとのことである）。

ア 事案の概要

(ア) 本件土地の来歴

原告は、7世紀ころから、本件土地及びその周辺の土地を境内地として占有使用してきた。本件土地を含む原告が占有使用していた各土地は、明治4年の社寺領上知令又は明治6年ころから実施された地租改正に伴う官民有地区分により、すべて国の所有となったが、原告は、上記各土地につき、従前どおり占有使用することを国から認められ、その後も占有使用を継続してきた。

原告は、昭和27年12月12日、「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」（社寺処分法）に基づき、国から本件土地を譲与され（本件譲与）、昭和29年に所有権移転登記が経過された。

(イ) 琵琶湖疏水について

被告は、その水利事業として、琵琶湖から京都市内へ至る複数の水路（これらの総称を琵琶湖疏水という）を設置、管理している。

本件土地には、明治23年頃に第1疏水が、明治45年頃に第2疏水が、平成7年頃までに連絡トンネルが作られた。

(ウ) 先行判決

原告は、平成8年ころ、京都地裁に、被告が第1敷地について第1疏水のためのトンネルの築造を目的とする地上権を有しないことの確認を求める訴えを提起したが、京都地裁は平成12年に、被告が第1敷地に上記目的の地上権を有するとして、原告の請求を棄却した。大阪高裁も、平成13年に原告の控訴を棄却し、判決は確定した。

(エ) 更新拒絶

原告は、平成21年に被告に対し、平成23年4月7日以降、被告の第1敷地使用权及び第2敷地使用权を更新しない旨の通知をした。

原告は、平成23年7月11日の本件弁論準備手続期日において、被告に対し、平成24年4月1日以降、本件各使用权を更新しない旨の意思表示

をした。

イ 判決の内容

(ア) 判決は、敷地使用权は、第1疏水、第2疏水ともに地上権であるとした。

(イ) 昭和57年以降の更新

昭和57年以降も、無償使用を認識しながら原告が何ら異議を述べなかったことから、使用权を継続する旨の合意がなされたとし、更新を認めた。

(ウ) 平成24年以降の更新

「本件各使用权は、設定当事者である国と被告との間で、琵琶湖疏水が存在する限り存続させることが合意され、原告も、そのことを認識し又は認識し得た状況で、本件土地の譲与を受けて国の地位を引き継いだといえる。これに加えて、本件各使用权の更新が拒絶された場合には、京都市及び京都市民全体に重大な損害が発生することが……容易に予想される一方、本件各使用权が存続しても原告に具体的な損害が発生することが認められないことからすると、原告が本件各使用权の更新を拒絶することは権利の濫用に当たる」

「原告は、本件土地の地中に第1疏水トンネル及び第2疏水トンネルが存在することや、被告がこれが無償で使用していることを認識した上で本件土地の譲与を申請し、国は、各トンネルの公共的意義を認めた上で本件譲与を決定している。社寺処分法に基づく国有財産の譲与は、実質的には明治期に寺社から無償で取り上げて国有とした財産をその社寺等に返還する処置であったが、同法施行令2条によれば、当該国有財産について公益上特に必要がある場合には譲与は認められないものとされているから、仮に、原告が被告の使用权の存在を否定し、被告に対して敷地使用料を請求する意思を示していたとすれば、本件譲与は認められなかったものと推測される」

(エ) 原告は、本件土地について被告の地上権が認められれば、原告による地表面の使用が制限されるおそれがあると主張しているが、本件各ト

ンネルは地下約12m以上の地中深くに存在し、これらが原告の地表面における活動に影響を与えることはないといえるし、被告は今後も本件各敷地の地表面に存在する本件観音堂等の工作物の撤去を求める意思がないことも明らかであるから、本件各使用権の存在により、原告に具体的損害が発生することは想定できない。

これらの事実からすると、本件各使用権を有償とすることが合理的であるとはいえない。被告に対して低額と言い難い金銭の支払いを請求するための便法としてなされたものである。

8、知的財産権が問題になった判例

(1) 東京地裁平成24年9月28日判決（判例集未登載・幸福の科学霊言 DVD 頒布禁止訴訟）

宗教法人代表役員の発言内容を「霊言」として収録した DVD などにつき、宗教法人の著作権を認め、複製頒布の禁止、60万円の損害賠償を認めた。

ア 事案の概要

本件は、宗教法人幸福の科学が原告となって、その代表役員の配偶者である被告に対し（判決時、被告は原告代表役員に対し離婚等請求訴訟を提起していたが、離婚が成立した旨報じられている）、原告代表役員の霊言を収録した DVD について、原告の著作権（複製権、頒布権）が侵害された旨主張して、①著作権法112条1項に基づく差止請求として、本件 DVD 等の複製又は頒布の禁止、②不法行為に基づく損害賠償の一部として100万円の支払を求めた事案である。

イ 事実経過

被告は、平成23年2月、原告代表役員及び原告による名誉毀損を理由とする損害賠償請求訴訟を提起し、訴訟代理人弁護士とともに都内ホテルで提訴記者会見を行なった。本件記者会見には、20数名のマスコミが出席し、訴状の概要を記した書面が配布され、被告及び被告代理人による口頭説明が行われたが、名誉毀損訴訟において証拠として提出された本件 DVD 及びその活字起こし文書については上映や配布などは行われなかった。

その後、被告は、本件 DVD とその活字起こしのワープロソフトデータファイルが収められた CD-R を複製し、宅配便により本件記者会見の出席者全員に対して送付して頒布した。

ウ 判決の内容

(ア) 本件霊言の著作物性の有無について

- ① 本件霊言は、原告内部において「霊言」と呼ばれる宗教行為を撮影した動画映像（103分、117分）であり、DVD に収録されたものであって、本件霊言は、映画の効果に類似する視覚的又は視聴的効果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されたものであると認められる（著作権法2条3項）。
- ② 本件霊言は、題名、主題、列席者及び全体の構成を決定した原告代表役員の個性が表現されているといえるのであって、思想又は感情を創作的に表現したものであると認められる（同2条1項1号）。

したがって、映画の著作物の要件を満たす。

(イ) 本件霊言の著作権が原告に帰属するかについて

- ① 本件霊言は、原告代表役員が題名、主題、列席者及び全体の構成を決定したのであるから、原告代表役員は、本件霊言の「制作、監督、演出…を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」（同16条本文）であると認められ、本件霊言の著作者は原告代表役員である。
- ② 映画製作者の定義である「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者」（同2条1項10号）とは、映画の著作物を製作する意思を有し、当該著作物の製作に関する法律上の権利・義務が帰属する主体であって、そのことの反映として当該著作物の製作に関する経済的な収入・支出の主体ともなる者と解するのが相当である。

そして、本件霊言は、平成22年11月、12月に、原告の支部・精舎に向けて衛星配信により放映されたことから、本件霊言は原告の信者向けに製作された著作物であると認められ、本件霊言を製作する意思を有し、本件霊言の製作に関する法律上の権利・義務が帰属する主体

は、原告であるから、原告が本件霊言の映画製作者である。

③ 原告代表役員は、本件霊言の題名、主題、列席者及び全体の構成を決定し、自ら列席者と対話しているのであるから、原告代表役員が原告に対して本件霊言の製作に「参加することを約束」（同29条1項）していた。

④ ①～③により本件霊言の著作権は原告に帰属する（同29条1項）。

(ウ) 本件複製頒布行為が著作権法32条1項の引用に当たるかについて

著作権法32条1項は、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」と規定するから、他人の著作物を引用して利用することが許されるためには、引用して利用する方法や態様が、報道、批判、研究等の引用するための各目的との関係で、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであり、かつ、引用して利用することが公正な慣行に合致することが必要である。

被告が名誉毀損と主張する部分が、本件霊言の一部にすぎないことや、名誉毀損とは関係のない内容も多数含まれていることからすれば、本件霊言全体を複製・頒布して利用した本件複製頒布行為について、上記の説明、批判、反論等の目的との関係で、社会通念に照らして正当な範囲の利用であると解することはできない。また、原告の主張する引用が公正な慣行にも合致しない。

さらに、本件複製頒布行為は著作権法41条の「時事的事件の報道のための利用」に当たらず、権利濫用にも当たらない。

(エ) 原告の損害及び損害額について

a 本件霊言は頒布を予定されたものではないものの、これを一般に頒布するとすれば、それなりの対価を得て頒布されるものと認められるから、本件複製頒布行為によって原告に損害が発生したことが認められる。そして、本件霊言は本来は頒布を予定して製作されたものではないことなどを考慮すると、「損害額を立証するために必要な事実を

立証することが当該事実の性質上極めて困難であるとき」（著作権法114条の5）に当たるとし、弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づく、相当な損害額としては30万円を認めるのが相当である。

b 弁護士費用相当額について

本件訴訟の内容、進行等に加え、著作権法112条1項に基づく差止請求が認容され、不法行為に基づく損害賠償請求として30万円が認められていることを考慮し、被告が負担すべき弁護士費用相当額としては30万円を認めるのが相当である。

(2) 東京地裁平成24年2月28日判決（判例秘書・商標権侵害事件）

本件登録商標（本件商標）の商標権者である原告は、被告らが、霊園販売にあたり本件商標権を侵害したとして、被告らに対し、共同不法行為に基づく損害賠償を求めた事案で、被告各標章は本件商標に類似するか、本件商標の効力は商標法26条1項3号により被告各商標に及ばないか、原告の損害賠償請求権の行使は権利の濫用になるか、などが争われた。

判決では、本件商標は、原告において「自己の業務に係る役務について使用をする商標」には当たらず、本件商標の登録出願には、商標法3条1項柱書きに違反する無効理由（商標法46条1項1号）があり、原告の損害賠償請求権の行使は、権利の濫用に当たるなどとして、請求が棄却された。

ア 事案の概要

原告は、平成18年に宗教法人総本山世界平和寺の責任役員に就任し、以来その地位にある。原告は、平成11年に「グレイブガーデン」を「墓地又は納骨堂の提供」を指定役務として商標登録の出願をし、同12年に登録がなされた。

被告の三か寺は、いずれも埼玉県の宗教法人である。他の被告は、石材店、霊園経営コンサルタント業、土木建築業者である。

本件は、被告寺院及び墓地開発コンサルタント業者等が、共同して、「グレイブガーデン〇〇」という名称の霊園における墓地の永代使用権を販売するに当たり、その広告に標章を付して頒布するなどしたことが、それぞれ本

件商標に類似する標章を本件商標の指定役務と同一の役務に関する広告に使用する行為（商標法37条1号、2条3項8号）であって、本件商標権の侵害に当たる旨主張して、原告が被告らに対し、共同不法行為に基づく損害賠償を求めた。

イ 判決の内容

判決は、権利濫用の成否について判断する前提として、商標法3条1項柱書きに違反する無効理由の有無について判断した。

本件商標の指定役務である「墓地又は納骨堂の提供」の役務に係る業務を行うことができる主体は法令上宗教法人等に限定されており、個人である原告が「自己の業務」として上記業務を行うことはできない。

商標ブローカーを排除するという法の趣旨に鑑みれば、商標法3条1項柱書きの「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標」とは、出願人が自己の業務に現に使用する商標又は近い将来において自己の業務に使用する意思がある商標であることを要し、また、ここでいう「自己の業務に使用する意思がある」といえるためには、単に出願人が主観的に使用の意図を有しているというのみでは足りず、自己の業務での使用を開始する具体的な予定が存在するなど、客観的にみて、近い将来における使用の蓋然性が認められることを要するものと解するのが相当である。

原告が主張する、本件商標の登録出願（平成11年）以前から原告が世界平和寺の相談役として同寺の運営に関与し、同寺からその業務を委託される立場にあったとの事実、原告が主張する本件商標を使用した霊園開発事業の計画等は、いずれも認めることができないとし、本件商標は、出願人たる原告において「自己の業務に係る役務について使用をする商標」には当たらないとし、原告による本件商標の登録出願は、商標法3条1項柱書きが定める商標の登録要件を欠くものであるから、本件商標の商標登録には同項柱書きに違反する無効理由（商標法46条1項1号）がある。そのため、原告の被告らに対する本件商標権に基づく損害賠償請求権の行使は、権利の濫用に当たるものとして許されない。